

令和7年度 県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託に係るプロポーザル募集要領

本要領は、令和7年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託の契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

（1）委託業務名

令和7年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別添「令和7年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

（4）予算上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税額を含む）

上記の金額は、提案に当たっての目安となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。

2 参加資格要件

次の要件を全て満たすこと

- （1）本業務について十分な遂行能力を有し、常に連絡調整ができる体制を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- （5）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- （6）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- （7）政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

(8) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

3 スケジュール

項目	日程(予定含む)
公募開始	令和8年 1月 5日(月)
質問書の提出期限	令和8年 1月 7日(水)正午
参加申込書の提出期限	令和8年 1月 9日(金)正午
企画提案書の提出期限	令和8年 1月16日(金)正午
プロポーザル審査会	令和8年 1月20日(火)
契約候補者決定、契約内容協議	令和8年 1月下旬
見積書徴取、契約締結	令和8年 1月下旬
委託業務契約終了	令和8年 3月13日(金)

4 参加申請に関する質問

(1) 提出方法

「募集要領等に関する質問書」(様式1)に必要事項を記入の上、本募集要領10に記載するメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

- ・土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- ・送信後、電話にて受理確認を行うこと。
- ・受付期間を超えた質疑については回答しない。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)1月7日(水)正午必着

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、電子メールで行う。

5 参加申込書の提出

(1) 提出方法

「令和7年度県道坂本人吉線(淡島地区)災害関連工事・令和参道橋(仮称)完成式典運営業務委託に係るプロポーザル参加申込書」(様式2)に必要事項を記入の上、本募集要領10に記載する担当あてに持参、郵送又は電子メールで提出すること。

郵送の場合は必ず電話で事前に連絡すること

(2) 提出期限

令和8年(2026年)1月9日(金)正午必着

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本募集要領及び別添仕様書等を踏まえて、次の書類を提出すること。

企画提案書（様式3）

企画提案書本体は様式自由。ただし、原則としてA4サイズで提出すること。

(2) 企画提案書の内容

次のものを企画提案書に盛り込むこと。

企画・提案

- ・別添「令和7年度 県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託基本仕様書」記載の内容を盛り込んだ企画を提案すること。

- ・業務完了までのスケジュールを示すこと。

- ・業務を行うにあたっての体制がわかる組織図を示すこと。

自由提案の内容

本業務の遂行に当たっての参考見積書（様式自由）

- ・詳細な算出基礎を明示すること。

事業者の取組みに関する申出書（様式4）

(3) 提出部数

4部（企画提案書（様式3）は原本1部、写し3部）

(4) 提出方法

本募集要領の末尾の担当あてに持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は必ず電話で事前に連絡すること

(5) 提出期限

令和8年（2026年）1月16日（金）正午必着

7 審査方法

プロポーザル審査会での選考により、最上位順位の提案者を契約候補者として決定する。

実施日

令和8年（2026年）1月20日（火）

選考委員

業務の関連を考慮し、熊本県職員の中から3名を選出する。

実施方法

企画書による書面審査を開催

実施時間

提案者1者につき10分（最初の5分で県担当者による説明、その後残り5分で選考委員による質疑）

企画提案書等の審査

提案された企画提案書等の内容について、（別表）審査基準に基づき選考を行う。

なお、審査結果が審査基準の合計の6割に満たない企画提案は、採用しない。

8 審査結果の通知

審査会終了後、速やかに企画提案書提出者全員に審査結果を書面で通知する。ただし、審査の経緯等については公表しない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

9 契約締結

(1) 契約

契約候補者と熊本県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と熊本県との協議により最終的に決定する。

なお、協議が整わない場合、又は契約候補者が辞退した場合等は、審査結果が上位の者から順に協議の上、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

10 申込み・提出・問合せ先

熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課（担当：森川）

住 所：〒868-8503 熊本県人吉市西間下町86-1

電 話：0966-24-4166（直通）

（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

E-mail : morikawa-k@pref.kumamoto.lg.jp

11 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (2) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護さ

れる第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(5) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなつた者は、速やかに参加辞退届（様式 5 ）を提出すること。

（別表）審査基準

評価項目		配点
基本事項	・課題整理や業務内容の理解ができているか。	5
業務遂行能力	・官公庁が開催する式典運営業務の実績はあるか。 ・地域に精通しているか。（所在地が球磨地域振興局管内にあるか）	20
企画提案内容	・次の各項目において、より良い業務成果が見込める提案か。 a 会場のレイアウト図など提案できるか。 b 式典の管理運営計画は適切か。	15
概算経費	・見積額は妥当か。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。	7
事業者の取組み（基準日：公告日）	・熊本県プライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）エコアクション 21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量 認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。 ・熊本県 S D Gs 登録制度に登録しているか。 ・パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	3
合計		50

令和7年度 県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務

2 事業の目的

本業務は、令和2年7月豪雨による万江川の氾濫で被災した山江村淡島地区の主要地方道坂本人吉線及び村道淡島裏参道橋については、山江村が掲げる「鎮山親水」の基本理念のもと、再度災害防止の観点から道路と橋梁の一体的な嵩上げを伴う復旧工事が完了したことから、被災から復旧の歩みを振り返るとともに、今後の地域の発展を祈念し完成式典を開催するものである。

そのため、開催にあたっては、県知事をはじめ、県選出の国会議員や県議会議長、地元選出県議会議員、地元首長や地元議会議員、地元地権者、地区住民、工事関係者など、広く呼び掛けている。

3 業務委託の内容

受託者は「2 事業の目的」を達成するため、下記内容に留意して、具体的な手法と実施内容について企画立案すること。

（1）式典の企画立案について

式典の開催日時

- 委託者が指定する令和8年（2026年）3月7日（土）で、時間は10時00分～11時30分で設定すること。

式典及びテープカットの会場

- 式典会場：万江小学校体育館（球磨郡山江村万江甲931番地）で設定すること。
- テープカット（通り初め）会場：令和参道橋左岸

式典及びテープカットの内容（想定）

- 式辞、挨拶、来賓祝辞、引継ぎ式、謝辞、通り初め等通り初め等を想定

式典の参加人数

- 最大80名程度を想定

当日スケジュール

- 次のスケジュールで組み立てること。

9:30 受付開始

9:50 オープニングアトラクション

10:00 開式

神事、主催者式辞、挨拶、祝辞、引継ぎ式等を想定

10:40 （会場移動）

10:55 テープカット、謝辞、通り初め

11:30 閉式

会場レイアウト

- ・会場を想定したイメージ（レイアウト）等を提案すること。
同様の式典を運営したことがある場合は既存資料で可

（2）全体運営について

- 運営並びに会場・設備等の準備及び撤収を行うこと。
- 実施に係る一切の法的手続を行うこと。
- 会場の使用に係る申請、その他調整等を行うこと。
- 会場内や会場周辺において、来場者数の安全を確保すること。
- 事故、急病、負傷等の緊急対応体制をとること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

5 成果物について

（1）業務完了報告書

（2）実施報告書

写真

6 その他留意事項

- （1）予算（県の委託金額）の範囲内で実現可能な提案をすること。
- （2）業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- （3）本業務において知り得た情報について、漏らしてはならない。
また、自己の利益のためにしてはならない。本業務の終了後も同様とする。
- （4）委託者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力するものとする。
- （5）事業の実施に当たっては、委託者と十分協議の上、実施すること。
- （6）天候等の状況により、業務の実施が困難となった場合については、委託者と受託者において、別途協議の上、次善策を検討すること。
- （7）委託者が提供する画像、イラスト、地図などの素材以外の既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が行うこと。
- （8）受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- （9）個人情報の取扱いについては、万全の注意を図り、漏えいさせないこと。
- （10）本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （11）受託者は、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメ

ールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の漏洩防止に万全を期すこと。

(12) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議すること。

別記1

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は委託業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、情報資産等について適切に取扱い、情報資産等の漏えい、滅失、き損等の防止に万全の態勢を構築しなければならない。
また、委託業務遂行に当たっては、県の指導に従わなければならない。

(委託事業者の明確化等)

第2条 乙は責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合には、その旨甲に届け出なくてはならない。
2 乙は作業場所を特定し、情報資産の紛失を防止しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第3条 乙は、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じたサービスレベルを担保しなければならない。

(アクセス許可等)

第4条 乙は、委託に関わる情報資産の保護の必要性を理解し、委託内容に応じたアクセス制御（パスワード、取扱い者の制限等）を行なわなければならない。

(従業員に対する教育の実施)

第5条 乙は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従業員に対し教育を行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第6条 甲から提供された情報資産につき、乙は業務以外で保有、複写又は利用してはならない。
2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(守秘義務)

第7条 乙は、業務中及び業務を終了した後も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(再委託に関する制限事項の遵守)

- 第8条 乙は、この契約による業務の工程の全部もしくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならぬ。
- 2 甲が再委託を認める場合においては、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、乙と同等の水準であることを確認し、乙が担保した上で認めるものとする。

(委託業務終了時の措置)

- 第9条 委託業務終了時は、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについては、契約時に明確にしておかねばならない。

(定期報告及び緊急時報告義務)

- 第10条 甲は、乙に対して必要があると認めるときには、この契約の履行状況等について定期に報告を求めることができるものとする。
- 2 乙は、緊急事態が発生した場合には、甲へその事実を報告しなければならない。また、緊急時の甲への連絡先を事前に確認しておくとともに、その連絡先に含まれる個人情報の取扱いについては十分留意しなければならない。

(県による監査等)

- 第11条 甲は、乙が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、乙に監査、検査を行うことができる。
- 2 乙が第三者に再委託する場合、甲が当該第三者に対して本契約の履行状況等について、隨時に監査、検査を行うことができるよう、乙は当該第三者と特約を結ぶものとする。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

- 第12条 委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、甲から外部への適切な説明責任を果たすため、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントにつき外部へ公表する場合があることを、乙は了承しているものとする。

(損害賠償等)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について隨時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(様式 1)

令和 8 年 (2026 年) 月 日

募集要領等に関する質問書

熊本県知事 木 村 敬 様

商号又は名称 :

担 当 者 名 :

電 話 :

F A X :

電 子 メール :

令和 7 年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託に係るプロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

質問項目	(募集要領または仕様書の別・番号 等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

(様式2)

令和8年(2026年)月日

令和7年度県道坂本人吉線(淡島地区)災害関連工事・令和参道橋(仮称)完成式典運営業務委託に係るプロポーザル参加申込書

熊本県知事 木村敬様

所在地 〒

商号又は名称

代表者

職・氏名

代表者印

担当者所属・職・

氏名

電話番号

Tel:

Fax:

e-mail

令和8年(2026年)月日付けで公告のありました令和7年度県道坂本人吉線(淡島地区)災害関連工事・令和参道橋(仮称)完成式典運営業務委託に係るプロポーザルに参加を申し込みます。

なお、本業務に係るプロポーザル募集要領の「2 参加資格要件」を満たしていること及びこの申込書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1. 会社概要

(記載日現在)

商号又は名称			
本社所在地			
主な営業所等		設立年月	
資本金(千円)		従業員数(人)	
事業内容			
組織概要 (組織図)			
その他、参考となる事項			

2. 熊本県内の支店又は営業所等の有無

有 · 無

(様式 3)

企 画 提 案 書

令和 8 年 (2026 年) 月 日

熊本県知事 木 村 敬 様

所在地	〒
商号又は名称	
代表者名	

担当者名	
職・氏名	
Tel / Fax	Tel () - Fax () -
e-mail	

令和 7 年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託に係るプロポーザルについて、以下のとおり関係書類を添えて申し込みます。

(様式4)

事業者の取組みに関する申出書

(申出者) 住所

名称

代表者職・氏名

公告日(令和 年 月 日)現在で実施している取組について、下記のとおり申し出ます。

分野	評価項目・申出内容	添付書類(写)
働く環境の整備	「熊本県プライト企業」の認定	認定証
多様な人材の活躍	障害者就労施設等の製品等の調達実績 当該年度又は前年度	調達した実績がわかる書類 領収証、契約書等
環境配慮	省エネルギー、エネルギーシフト等の推進 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者 (義務及び任意)	制度の計画期間中であることが 確認ができる書類 ・県HPに記載の義務事業者及び任意 事業者一覧ページの写し(HPへの記 載が間に合わない場合は、計画書の 受理が確認できる書類(電子申請シ ステム受理メールの写し等)+計画 書の計画期間記載ページの写し)
	エコアクション21の認証	認証・登録証
	RE100の参加	RE100参加時のプレスリリース
	再エネ100宣言RE Actionの参加 評価基準日の前月まで	参加証
	森林吸収量認証書の交付実績(熊本県森林吸 收量認証制度実施要綱による) 当該年度又は前年度に限る 「認証量の決定通知」を以て認証書に代える ことも可	認証書
その他の持続可 能な社会の実現	熊本県SDGs登録制度の登録 パートナーシップ構築宣言の登録	登録証 パートナーシップ構築宣言の宣 言文

「申出内容」欄は、現在取得している認証又は登録状況など、該当事項にチェックを記入してください。
提出する際は、「添付書類(写)」欄の該当項目にチェックを記入し、該当する書類を添付してください
紛失等により登録証等がない場合は、当該制度を所管する所属に問合せのうえ、再発行又は登録等を証明
する書類の交付を受けてください。(再発行や証明が可能かを含めてお問い合わせください。)
問合せ先は裏面をご確認ください。

(様式 5)

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 月 日

令和 7 年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託に係るプロポーザル参加辞退届

熊本県知事 木 村 敬 様

企業名
所在地 〒
代表者氏名
電話番号
F A X 番号
電子メール

令和 7 年度県道坂本人吉線（淡島地区）災害関連工事・令和参道橋（仮称）完成式典運営業務委託に係るプロポーザルの参加については、辞退します。